

第8章 国際機関及び国際協力

第1節 国際機関

1 概 況

通信はその本来的性質からみて世界的なものであり、世界を通信で結ぶためには、まず第一に国際間に統一された合意を必要とする。そのため郵便及び電気通信に関する国際協力を維持、増進するための政府間国際機関である万国郵便連合 (UPU) 及び国際電気通信連合 (ITU) は、他の国際機関に先駆けて早くから設立され、既に110年を超える歴史を有し、また、加盟国数においても150か国を超す大きな組織となっている。

1979年秋には、UPUの最高意思決定機関である大会議が、またITUにおいては、今後21世紀に至るまでの電波利用の在り方を方向づけた世界無線通信主管庁会議 (WARC—79) が開催された。

一方、通信衛星を利用して国際通信を行うための国際組織である国際電気通信衛星機構 (インテルサット) も既に15年を経過し、そのメンバも100か国を超え、大容量・高品質のシステムを安定的に提供して衛星通信を日常的なものとしている。その成功を背景として、衛星通信により海事通信の改善を目指す国際海事衛星機構 (インマルサット) は、1979年7月16日に発足した。

以上のほか、政府間海事協議機関 (IMCO) 及び国際民間航空機関 (ICAO) においても、通信は常に主要な問題の一つとして取り上げられており、また最近では、通信技術の飛躍的発展が経済、社会及び文化に広く与える影響の重要性を論点として、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、経済協力開発機構 (OECD) 等においても通信にかかわる問題が活発な議論の対象とな

っている。

2 万国郵便連合 (UPU)

(1) 概 要

万国郵便連合（加盟国 159）は、創設以来百年有余の歴史を有する国際連合の専門機関の一つで、郵便業務の効果的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力の発展に寄与することを目的とする政府間国際機関である。

我が国は、1877年（明治10年）以来 UPU 加盟国であり、現在、連合の常設機関である郵便研究諮問理事会の理事国として連合の活動において指導的な役割を果たしている。

連合の最高意思決定機関としては、原則として5年に1回開催される大会議があり、連合の条約類は、この大会議で検討、改正される。我が国は、加入が義務的である万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに加入が任意である小包郵便物に関する約定等連合の条約の当事国である。

連合の機関は、UPU 憲章及び UPU 一般規則に基づいて、第2—8—1図のように構成されている。

連合の常設機関として、国際事務局がスイスのベルヌに置かれ、連合の日常の活動を処理している。この国際事務局には日本人職員2名が勤務している。

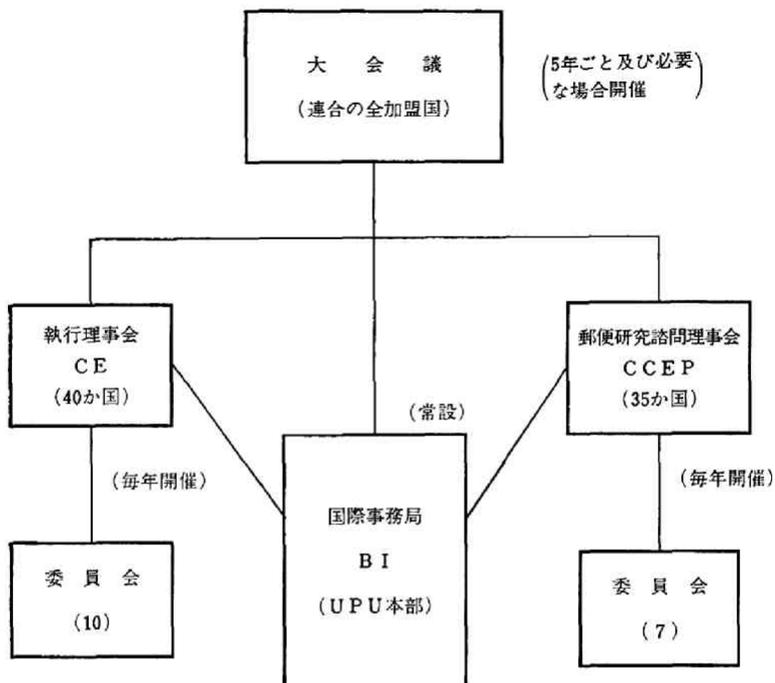
また、UPU 憲章に基づき、8の限定連合が設立されており、我が国は、このうちアジア=オセアニア郵便連合に加盟している。

(2) 第18回万国郵便大会議

第18回大会議は、1979年9月12日から10月26日までブラジルのリオ・デ・ジャネイロで142か国が参加して開催された。この大会議では、1,000件を超える議案が審議に付された。

主要な決定事項には、1981年から1985年までの UPU 年次経費の最高限度

第2—8—1 図 万国郵便連合 (UPU) の構成



額の決定，UPU 年次経費の前払制度への移行，執行理事会及び郵便研究諮問理事会の理事国の選出，連合の通貨制度への SDR（特別引出権）の導入，価格表記書状に関する約定の規定の万国郵便条約への統合，通常郵便物の料金の改定等がある。この大会議で採択された新条約類は，1981年7月1日から施行されることとなった。

(3) 執行理事会 (CE)

執行理事会は，大会議から大会議までの間の連合の事業の継続を確保することを任務とし，連合の年次予算等の審査，承認を行うほか，大会議から付託された案件を研究し，その結果を条約類の改正案等の形で次の大会議に提出する。理事国は，大会議ごとに選出され，年1回連合の所在地で会合する。我が国は，1969年から1979年まで2期理事国を務めたが三選禁止の規定

により、第18回大会議では執行理事会の理事国選挙には立候補できなかった。同理事会の1980年の年次会合は5月5日から5月17日まで開催され、我が国は郵便研究諮問理事会の委員会の議長国としてこれに出席した。

(4) 郵便研究諮問理事会 (CCEP)

郵便研究諮問理事会は、郵便に関する技術上、業務上、経済上及び技術協力上の諸問題につき研究を行い、意見を表明することを任務とし、1957年に創設された連合の常設機関であり、大会議が選出した35の理事国で構成される。我が国は、理事会創設以来、理事国を務めており、第18回大会議における理事国選挙で引き続き選出された。

新理事国による理事会は、理事会の議長及び副議長を選出して、大会議から付託された43の研究を行うため7の委員会を設置し、それぞれの議長を選出した。我が国は、郵便機械化、局舎及び自動車輸送に関する問題の研究を任務とする第3委員会の議長に選出された。

(5) アジア＝オセアニア郵便連合 (AOPU)

アジア＝オセアニア郵便連合は、アジア及びオセアニア地域内における郵便業務の改善及び郵便上の協力関係の緊密化を図るために UPU 憲章に基づいて設立された限定郵便連合であり、現在、域内の UPU 加盟国中15か国が加盟している。

我が国は、1968年に加盟し、以来、特に技術協力の面で積極的に貢献しており、郵便業務の面では、本連合加盟国あて船便の書状及び葉書の料金につき、一般の外国あての料金を40%引き下げたものを適用している。

この連合の最高機関は大会議であるが、第3回大会議は、1975年11月にオーストラリアのメルボルンで開催された。この際に締結された条約は、1977年5月1日から施行されている。

なお、次期大会議は1981年3月にインドネシアで開催される予定である。

また、この連合の事業の継続を確保することを任務とする執行理事会は、すべての加盟国で構成され、原則として1年に1回会合することとされている。1979年の執行理事会は、12月7日から12月12日までオーストラリアのメ

ルボルンで開催され、大会議から付託された研究課題を検討し、1980年及び1981年の連合の予算を審査、承認した。

3 国際電気通信連合 (ITU)

(1) 概 要

国際電気通信連合(加盟国154か国)は、国際連合の専門機関の一つで、電気通信の分野において広い国際的責任を有する政府間国際機関であり、1865年に万国電信連合として発足した。

我が国は、1879年にこれに加盟しており、したがって1979年は加盟100年に当たっていた。この100年間、我が国は連合の活動に積極的に参加し、国際協力の実現に貢献してきたが、特に1959年以降は、連合の管理理事会の理事国及び国際周波数登録委員会(IFRB)の委員選出国として連合の運営面においても主要な役割を果たしている。また、連合の本部職員として我が国から5名(55年3月末現在、IFRB委員を含む。)が派遣されている。

(2) 管理理事会

管理理事会は、全権委員会議によって委任された権限の範囲内で、全権委員会議の代理者として行動し、条約、業務規則、全権委員会議及び連合の他の会議・会合の決定の実務を容易にするための措置をとることを任務としている。

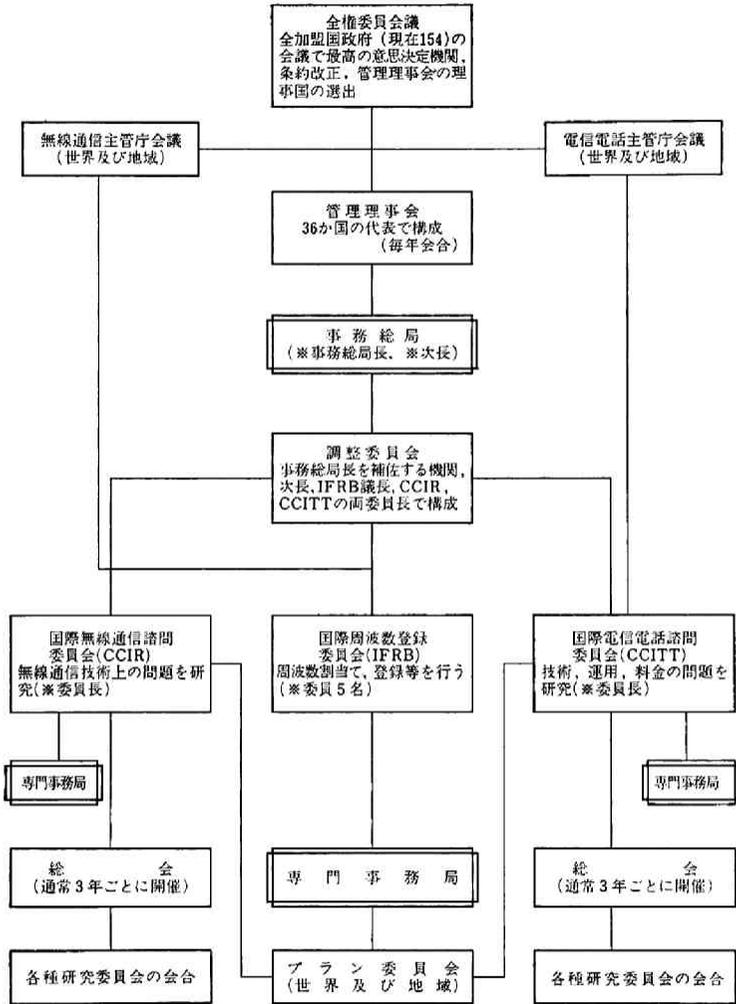
第34回会期管理理事会は、1979年6月4日から6月21日まで18日間スイスのジュネーブにおいて開催され、連合の会議・会合計画、1980年度予算、人事関係、技術協力関係等について検討を行った。1980年度予算については、6,231万9,000スイス・フランが承認され、このうち我が国は、252万8,000スイス・フラン(約3億円)を分担することとなった。

なお、この第34回会期においては、副議長が我が国から選出された。

(3) 無線通信規則及び追加無線通信規則の全般的改正のための世界無線通信主管庁会議(WARC-79)

ア. 会議の概要

第 2—8—2 図 ITU の 組 織



※印は選挙される役員
 は常設機関

現在の理事国 (36)
 メキシコ、カナダ、米国、ブラジル、アルゼンティン、トリニダード・トバゴ、
 ウェネズエラ、フランス、西独、スペイン、イタリア、英国、スイス、スウ
 エーデン、ルーマニア、ポーランド、ハンガリー、ソ連、タンザニア、エジプ
 ト、アルジェリア、モロッコ、カメルーン、セネガル、ナイジェリア、サイー
 ル、エチオピア、日本、インド、中国、オーストラリア、サウディ・アラビ
 ア、レバノン、タイ、イラン、マレーシア

上記の会議は、1979年9月24日から12月6日までの間、スイスのジュネーブにおいて、ITUの連合員(加盟国)142か国及び35の関係国際機関の代表及びオブザーバー約2,000名が出席して開催された。

この会議では、総会の議長選出の問題、短波周波数帯及び静止衛星軌道の使用の在り方等を巡り、先進諸国と開発途上国とが激しく対立したが、ITUの伝統ともいえる妥協の機運が生まれ、最終的には予定の期間を1週間延長して所期の目的を達成し、閉幕した。今回の会議では、周波数帯分配表、技術基準、周波数割当ての調整・通告・登録手続、一般管理規定、複数の業務に関係する規定等電波の使用に関する一般的かつ主要な規定が改正されたほか、無線通信規則及び追加無線通信規則の規定の再編成が行われ、後述のとおり、従来の追加無線通信規則は廃止されることになった。会議の諸決定は最終文書に収録されており、この最終文書には、133か国が署名した。最終文書は、下記の規定を除き、1982年1月1日に発効する。

- (ク) 局の識別に関する第N23条及び附録第C A号(海上移動業務識別)並びに第62 A条(海上移動業務及び海上移動衛星業務の公衆通信)の規定については、1981年1月1日に発効する。
- (イ) 附録第27号の航空移動業務(R)の周波数区域分配計画及びこれに直接関連する同附録の規定については、1983年2月1日0001時(UTC)に発効する。

なお、技術基準等に関する一部の規定においては、新しい規律の適用までに一定の経過措置が設けられているものがある。

イ. 主な決定事項

(ク) 周波数帯分配表

① 4 MHz 以下の周波数帯

この周波数帯では、国際遭難・呼出し周波数である500 kHz(電信)及び2,182 kHz(電話)のガード・バンドの縮小、無線航行业務のための周波数帯の確保、第二地域の中波放送バンドの拡大等が決定された。

また、第一地域の長波放送と第二地域及び第三地域の航空ビーコン局

との混信問題は、我が国等の努力にもかかわらず、基本的な解決には至らず、我が国は、最終議定書において、航空ビーコン局の運用を確保するために必要と認める措置を執る権利を留保した。

② 4～27.5 MHz の周波数帯

この周波数帯は、衛星回線及び海底ケーブルの発達、普及により、短波固定回線の需要が低下している一方、海上移動業務や放送業務では需要がひっ迫していることから、固定業務専用の周波数帯の一部を海上移動業務、放送業務等に分配替えすることとし、10 MHz より低い周波数帯では、その一部を他の業務と共用とすることが決定された。この結果、従来約10 MHz 幅あった固定業務用の専用周波数帯は約3.5 MHz 幅に減少し、約5 MHz 幅が、海上移動業務、放送業務等との共用となり、約1.6 MHz 幅が、これらの業務の専用となった。

なお、既存の固定局が新たな分配表の固定業務の周波数帯に移行するための最終期限は、10 MHz より低い周波数帯の局については1994年7月1日、また、10 MHz より高い周波数帯の局については1989年7月1日に、それぞれ定められた。

③ 27.5～960 MHz の周波数帯

この周波数帯では、将来の移動通信の需要に応じるため、移動業務に対する分配が増加されたほか、従来、放送業務、固定業務、移動業務等に、地域間で不統一に分配されていたものが、相当程度統一された。また、800 MHz 帯では、我が国等の提案により、移動衛星業務への分配が行われた。

④ 960 MHz～40 GHz の周波数帯

この周波数帯では、固定衛星業務に対する分配が4/6 GHz 帯及び11/14 GHz 帯を中心に大幅に拡大されたほか、海上移動衛星業務等の移動衛星業務に対しても分配幅の拡大及び新規の分配が行われた。

また、地球探査衛星業務のセンサ用にも相当の周波数帯が分配された。

⑤ 40～400 GHz の周波数帯

この周波数帯では、今回の会議において初めて、固定業務、移動業務等の地上業務に周波数が分配され、また、固定衛星業務等の宇宙業務への周波数分配の見直しが行われた。

また、周波数帯分配表の上限が 275 GHz から 400 GHz に拡大された。

(i) 技術基準等

局の一般的技術基準については、周波数の許容偏差、スプリアス発射レベルの最大許容値等に関し、新基準を採択した。

また、電波の発射の表示方法は、5字から成る表示に改められた。

宇宙業務相互の周波数共用のための規定については、固定衛星業務及び放送衛星業務の静止衛星の位置を経度の ± 0.1 度の精度に保つこととし、また、静止衛星のアンテナビームの指向確度は、既に 0.1 度と定められている 12 GHz 帯放送衛星以外についても、ビームの半値幅の 10% 又は 0.3 度のいずれか大きい方の値を超えてはならないこととし、規定を改めた。

(ii) 周波数割当ての調整・通告・登録手続

① 地上無線通信業務の周波数割当て

現行制度を改善する具体的方法として、短波帯固定業務の既登録のすべての周波数割当てを点検して、A（他の電気通信手段によっては、十分なサービスを提供することができないもので、通常運用に使用するもの）、B（他の電気通信手段に対する予備として使用するもの）及びC（臨時使用のために保留するもので、国際的に混信の保護を必要としないもの）に3分類し、それぞれ異なるステータスを与えることとなった。また、この分類の考え方については、現行記録の整理が終了した後、短波帯における固定局の新たな周波数割当ての通告を行う場合にも適用することとなった。

このほかに、開発途上国が短波帯の固定局に対する周波数割当ての通

告を行う場合、周波数のポイントを示さなくとも、比較的簡単な周波数割当ての特性に関する事項を示して通告すれば足りることとし、この場合には、国際周波数登録委員会（IFRB）及び他の主管庁は、適当な周波数を選定するため、援助と協力を行うことが定められた。

② 宇宙無線通信業務の周波数割当て

現行の事前公表、調整及び通告の3段階の手続を基本的に維持することとし、規定の明確化を図るための細部の手直しが行われた。また、地上無線通信業務の周波数割当ての場合と同様、国際周波数登録原簿の周波数割当ての記録を定期的に総点検する規定が加えられた。

③ 周波数帯分配表の脚注で要求される調整については、おおむね宇宙業務の局の調整手続に準じた内容の手続が新たに定められた。

(e) 一般的管理規定等

将来の宇宙通信の発展等に備えるため、新たな定義が作成されたほか、海上移動業務の局が使用する数字による新たな識別方法についての基本規定が採択され、また、国際呼出符字列の不足に対処するため、従来のコールサインの組立て方が改められ、今後の全世界的な無線局の増加に備えることになった。

さらに、1949年のジュネーブ条約によって保護される医療輸送体の識別方法等について、新たに規定を設けた。

また、WARC—BS（1977年ジュネーブ）の最終文書は、無線通信規則の附録として統合された。

(f) 追加無線通信規則の廃止と無線通信規則の再編成

海上移動業務及び海上移動衛星業務の公衆通信に関する規定のうち、国際計算等に関する基本的事項のみを無線通信規則に残し、ほかは国際電信電話諮問委員会（CCITT）の勧告にゆだねることとし、追加無線通信規則を廃止した。また、無線通信規則については、過去20年間における数次の一部改正で、規定が複雑になっていたが、今回、体系化を図り再編成した。

(カ) 決議及び勧告

新規の実施を補充するもの、周波数帯分配表の改正に伴う周波数割当ての移行に関するもの、将来の会議開催とそれに対する指針に関するもの、国際無線通信諮問委員会（CCIR）等への研究の要請に関するもの等、87件の決議、91件の勧告が採択された。

ウ. 今後の問題

この会議では、既述のと通りの改正が行われ、今後約20年間における電波需要の変化に対する手当てがなされた。もっとも、この会議の結果を受けてより具体的な運用規定を作る必要性や個別の業務に関する規定の細部的な見直しを図る必要性が残されている。また、今回の会議では、開発途上国の発言が目立ち、特に短波帯、宇宙業務用周波数帯及び静止衛星軌道の使用の在り方を巡り、先進諸国と対立した。しかし、これらの問題を解決するための技術基準が確立されていないこと及び種々の論点を検討するための準備期間が必要であることから、将来の主管庁会議において解決の道を探ることとなった。

以上の状況は、決議・勧告における諸種の無線通信主管庁会議の開催要請となつてあらわれており、これらを総合的にみると、1982年以降の数年間は、毎年のように会議を開催することが要請されていることになる。我が国としては、これらの会議への諸準備、南北問題の中での対応の在り方等を考慮していく必要がある。

(4) 世界電気通信展示会「テレコム79」

全権委員会（1973年、マラガ＝トレモリノス）「希望」第3に基づく世界電気通信展示会「テレコム79」は、1979年9月20日から26日までジュネーブで開催された。

世界電気通信展示会は、「電気通信技術の最新の進歩を連合員に周知するため及び開発途上にある国の利益のため電気通信の科学及び技術の利用の可能性を周知するため」（「希望」第3）開催されるものであるが、「テレコム79」には42か国から約600機関が参加、展示を行った。

我が国からは、電電公社、国際電電、NHK、(財)海外通信・放送コンサルティング協力(JTEC)のほか民間の3団体7企業が参加した。

(5) 国際無線通信諮問委員会 (CCIR)

CCIR は、国際電気通信連合の常設機関であって、1929年に創設され既に半世紀の歴史を持っている。

CCIR の任務は、無線通信に関する技術や運用の問題について研究し、勧告を出すことである。研究項目は、CCIR のほか ITU の全権委員会議、主管庁会議などで決められ、CCIR の中に設けられている研究委員会に付託され、審議される。

研究委員会は全部で13あって(第2—8—3表参照)、それぞれ担当分野が定められており、基礎的な研究である電波伝搬から地上通信、宇宙通信、放送などの実際的な業務に関するものまで広範囲にわたっている。このほかに、研究問題の専門化、多様化に対処して効率的な活動を行うため、総会や研究委員会の下に多くの中間作業班が設けられている。

総会は、通常3～4年ごとに開催され、研究委員会の研究成果を承認するかどうかを決定する。総会で採択された文書は、勧告等の形で発表され、無

第2—8—3表 CCIR の研究委員会

研究委員会	所 掌 事 務
1	周波数有効利用、電波監視
2	宇宙研究及び電波天文業務
3	約 30 MHz 以下の周波数の固定業務
4	衛星利用の固定業務
5	非電離媒質内伝搬
6	電離媒質内伝搬
7	標準周波数及び報時信号業務
8	移動業務
9	無線中継システムを用いる固定業務
10	放送業務(音声)
11	放送業務(テレビジョン)
CMTT	音声及びテレビジョン伝送
CMV	用語

線通信システムの設計及び実施のための世界的な技術的指針となる。

一方、CCIR は、各種無線通信主管庁会議の審議のための技術的基礎を提供し、また、必要な場合には、無線通信規則の改正案を無線通信主管庁会議に提出する。

CCIR は、第 14 回総会（1978年）以降新たな研究会期に入り、次期総会（1982年）に向けて研究活動が始められた。

1979年度の主な活動は、次のとおりである。

ア. CCIR 第 8 研究委員会中間作業班 IWP 8/7

この中間作業班は、海上移動衛星システムの技術運用特性に関する基本的な問題について研究するため、第14回総会においてその設立が決議されたもので、第 1 回会合が1979年 5 月 9 日から11日まで、第 2 回会合が1980年 3 月 24日から28日まで、それぞれロンドンにおいて開催された。

これらの会合では、①衛星利用による遭難通信システムの技術運用要件、②船舶地球局の技術運用特性、③固定衛星業務からの干渉保護基準等について検討が行われ、報告案等が作成された。

イ. CCIR 中間作業班 IWP/PLEN 1

この中間作業班は、最近における無線技術の発展と多様化に伴い、研究委員会の研究課題が増加し、複雑化してきたことから各研究委員会の責任範囲及び CCIR の作業組織を見直すために、第14回総会でその設立が決議されたもので、第 1 回会合が1979年 6 月25日から28日までジュネーブにおいて開催された。

この会合では、今後検討すべき CCIR の組織上の問題点が整理され、総会の役割、研究委員会の構成、ITU の中での CCIR と他の機関との関係、CCIR と他の国際機関及び発展途上国との関係等について討議が行われるとともに今後の作業手順等が決定された。

(6) 国際電信電話諮問委員会 (CCITT)

CCITT は、電信及び電話に関する技術、運用及び料金の問題について研究し、勧告を作成することを任務としている(第 2—8—4 表参照)。

第2-8-4表 CCITT 研究委員会、プラン委員会等一覧

研究委員会	研究担当項目
I	電信の運用及びサービス品質
II	電話の運用及びサービス品質
III	一般料金原則
IV	国際間の伝送路、回線及び回線鎖の保守、全自動及び半自動網の保守
V	電磁誘導による危険及び妨害の防止
VI	ケーブル外被及び電柱の保護及び仕様
VII	データ伝送用新通信網
VIII	電信及び端末機器、市内接続線
IX	電信伝送品質、電信回線のための機器の仕様及び規則
X	電信交換
XI	電話交換及び信号
XII	電話伝送特性及び市内電話網
XIV	ファクシミリ電信のための伝送及び機器
XV	伝送方式
XVI	電話回線
XVII	データ伝送
XVIII	デジタル網
CMBD	回線雑音及び信頼性 (CCITT/CCIR 合同研究委員会) [CCITT 側の管理による。]
WORLD PLAN	世界通信網の一般発展計画 (CCITT/CCIR 合同委員会) [CCITT 側の管理による。]
PLAN ASIA	アジア・大洋州地域通信網の一般発展計画
PLAN AFRICA	アフリカ地域通信網の一般発展計画
PLAN LATIN AMERICA	ラテンアメリカ地域通信網の一般発展計画
PLAN EUROPE	ヨーロッパ及び地中海地域通信網の一般発展計画

特別自主作業部会	研 究 担 当 項 目
GAS 3	伝送システムの経済的, 技術的比較検討
GAS 5	経済条件と電気通信の発達
GAS 6	交換方式の経済的, 技術的比較検討

合同作業部会	研 究 担 当 項 目	関係研究委員会
GM LTG	電話以外の目的のための電話型回線の使用	IX, XIV, XV, XVII, CMBD
GM SMM	海上移動業務	I, II, III

第3研究委員会 地域料金班	研 究 担 当 項 目
GR TAF	料金 (アフリカ地域)
GR TAL	料金 (ラテンアメリカ地域)
GR TAS	料金 (アジア・大洋州地域)
GR TEUREM	料金 (ヨーロッパ及び地中海地域)

1979年度中には、1976年の前回総会で定められた研究課題について、1980年秋に開催される次回総会への報告提出を目指して、引き続き各研究委員会で検討が行われた。特に活発な研究活動が行われているのは、新データ網、電子交換、ファクシミリ、データ伝送等の分野である。我が国は、すべての研究委員会に参加するとともに、多数の寄与文書を提出し、これらの活動に積極的に貢献している。

なお、54年11月7日から15日まで、ファクシミリに関する第14研究委員会の会合が京都で開催された。

4 国際電気通信衛星機構 (INTELSAT)

(1) 概 要

インテルサットは、通信衛星を利用した国際公衆電気通信業務に必要な宇宙部分を世界のすべての地域に提供することを主たる目標としている組織で

あり、1964年8月、暫定的制度として発足した。その後、数次にわたる恒久化のための国際会議を経て、1973年2月「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する協定」及び「国際電気通信衛星機構（インテルサット）に関する運用協定」が発効し、恒久的制度となった。

両協定のうち、前者はインテルサットに参加する政府が署名する政府間協定であって、機構の組織等の基本的事項を規定し、後者は、政府が指定する電気通信事業者が署名する協定であって、機構の財政的、運用的側面に関する事項を定めている。

我が国は、暫定的制度発足時からインテルサットに参加しており、インテルサットに出資し、その運営に参画する電気通信事業者として、国際電電を指定している。

なお、インテルサットの締約国は1980年3月31日現在102である。

(2) インテルサットの組織構成

インテルサットの組織は、政府間協定の全締約国で構成する締約国総会、運用協定の全署名当事者で構成する署名当事者総会、出資率の大きさ又は地域配分により選定される署名当事者の代表で構成する理事会及び理事会に属し管理業務を遂行する事務局の4者構成となっている。

(3) 第4回締約国総会（臨時）

締約国総会は、主として主権国としての締約国に関係があるものを審議し、インテルサットの一般方針及び長期目標を審議することなどを任務としている。第4回締約国総会（臨時）は、1979年4月2日及び3日の2日間フィリピンのマニラで開催された。この会合の主要議題は、インテルサット協定第14条(d)に基づく協議であり、インドネシアのPALAPA-Bシステム及び欧州通信衛星網（ECSシステム）の各システムとインテルサットとのシステム間調整について審議された。

その結果、締約国総会は、両システムとも、インテルサットシステムと技術的に両立し、かつインテルサットシステムに経済的な著しい影響を与えないとの認定を、理事会の助言に基づき、勧告の形式で表明した。

(4) 第 8 回署名当事者総会

署名当事者総会は、理事会から提出されるインテルサットの活動に関する年次報告、将来計画に関する報告等を審議し、署名当事者又は署名当事者の集団に対し、理事会において代表される資格を与える最小出資率を決定することなどを任務としている。第 8 回署名当事者総会は、1979年 4 月 4 日から 6 日までフィリピンのマニラにおいて開催され、理事会の報告を審議するとともに、前述の最小出資率を 1.69% とすることを決定した。

(5) 理 事 会

理事会は、インテルサット宇宙部分の企画、開発、建設、設定及び維持について責任を有しており、インテルサット運営の中心的機関である。理事会の構成員は、1980年 3 月 31 日現在、出資率の大きさによって選出される理事 23、地域グループの代表である理事 4 の計 27 である。これらの理事が代表する締約国は、83 か国である。その内訳は第 2—8—5 表のとおりである。

なお、1979年 12 月 31 日現在のインテルサットに対する各国の署名当事者の持分の合計は 5 億 5,018 万米ドルである。

理事会は、少なくとも年 4 回以上会合を開催することになっており、1979 年度においては、第 38 回から第 41 回まで 4 回開催された。理事会には、技術及び計画の二つの諮問委員会並びに予算・会計審査委員会があり、理事会の活動を補佐している。

本年度における理事会の主要な活動は次のとおりである。

① インド洋地域における 2 衛星運用

現在、インド洋地域には、運用衛星は 1 個（他に予備衛星 1 個）配置されているが、この地域における衛星通信需要の増大に伴い、1982 年末に運用衛星を 2 個（他に予備衛星 1 個）とすることが決定された。

② TDMA/DSI の導入

将来における変調・多元接続技術として TDMA/DSI（時分割多元接続／デジタル通話音声挿入システム）を導入することを承認した。

この方式は、回線容量を現在の約 3～4 倍に増大させるものと期待され

第2-8-5表 インテルサットに対する理事の出資率

(1980.3.1 現在)

理 事	出資率	理 事	出資率
1. 米 国	22.60	15. オーストリア／ギリシャ／リヒテンシュタイン／スイス	2.26
2. 英国／アイルランド	13.00	16. ナイジェリア	2.09
3. フランス／モナコ	6.60	17. ヴェネズエラ／ボリビア	2.01
4. ブラジル／ポルトガル／パラグアイ	4.03	18. アラブグループII (注 3)	1.99
5. ドイツ連邦共和国	3.37	19. ベルギー／オランダ／ルクセンブルグ	1.92
6. アジア太平洋グループ(注 1)	3.30	20. 東南アジアグループ (注 4)	1.90
7. 日 本	3.10	21. アラブグループIII (注 5)	1.89
8. サウディ・アラビア	3.00	22. アルゼンティン／チリ	1.85
9. イタリア／ヴァチカン	2.84	23. コロンビア／エクアドル／ペルー	1.73
10. イラン／韓国／パキスタン／トルコ	2.78	24. 北欧グループ (注 6)	1.47
11. オーストラリア	2.69	25. アフリカグループII (注 7)	1.26
12. スペイン／メキシコ	2.65	26. アフリカグループI (注 8)	0.74
13. カ ナ ダ	2.55	27. カリブグループ (注 9)	0.74
14. アラブグループI (注 2)	2.28	計	96.64

- (注) 1. インド、マレーシア、ニュー・ジーランド、シンガポール、スリ・ランカ
2. アルジェリア、ジョルダン、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、シリア、チュニジア
3. アラブ首長国連邦、イエメン・アラブ
4. インドネシア、フィリピン、タイ
5. イラク、クウェイト、カタール
6. デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノールウェー、スウェーデン
7. カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ、ガボン、象牙海岸、マリ、セネガル、上ヴォルタ、ザール
8. エチオピア、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ザンビア
9. バルバドス、ドミニカ、ハイティ、ジャマイカ、トリニダード・トパゴ

ている。

③ 国内業務の計画ベースによる提供

現在、衛星の調達・運用計画は、国際公衆電気通信業務の需要見通しに基づいてたてられており、国内通信用のトランスポンダ・リースは、国際公衆電気通信業務の需要を満たして後なお容量に余裕がある場合にのみ行うとの原則によっているが、将来国内通信用トランスポンダ・リースの需要も衛星の調達・運用計画に組み入れるとの方向で問題点の検討を行った。

(6) インテルサットの衛星システム

1980年3月現在、電話4,000回線及びテレビジョン2チャンネル分の容量を持つIV号系衛星と、これにトランスポンダ数の増加、スポット・ビームによる周波数の再使用等といった改良が加えられ、電話6,000回線及びテレビジョン2チャンネル分の容量を持つIV-A号系衛星とが運用に供されている。

運用衛星の配置及び使用状況は第2-8-6表のとおりである。

1979年12月31日現在、124か国の222地球局（アンテナ数271）がインテルサットのシステムを利用している。なお、国内通信用のトランスポンダ・リ

第2-8-6表 インテルサットの運用衛星の配置使用状況

(1980.1.31 現在)

地 域	大 西 洋			インド用	太 平 洋
衛 星	IV-A (F-1)	IV-A (F-4)	IV(F-1)	IV-A (F-6)	IV(F-8)
静 止 位 置	西経 24.56度	西経 34.47度	西経 18.45度	東経 62.95度	東経 174.19度
接 続 ア ン テ ナ 数	57	34	7	55	27
使 用 ユ ニ ッ ト 数 (トランスポンダ・ リースを除く。)	10,739.5	6,920	3,574	7,757	4,004

(注) ユーットとは、二つの標準地球局間に4kHz相当の電話双方向回線を設定するために必要な衛星の電力と帯域であって、2単位をもって1双方向回線が設定される。

ースは、1980年3月31日現在15か国（21件）の署名当事者に対して行っている。

将来の衛星システムについては、電話1万2,000回線及びテレビジョン2チャンネル分の容量を持つV号系衛星の開発が1980年中の打上げを目指して続行されたほか、さらに大きな容量を持つ衛星についての検討も開始された。

5 国際海事衛星機構 (INMARSAT)

(1) インマルサットの発足

国際海事衛星機構（インマルサット）は、海事通信を改善するために必要な宇宙部分の提供を目的とする組織として設立が構想され、3回にわたる政府間会議における審議を経て、1976年9月3日にインマルサットに関する条約と同運用協定が署名のために開放された。この条約と運用協定は自らの定めにより、締約国となった国の有する出資率の合計が当初出資率の95%を超えることを発効の条件としていたが、1979年5月17日にこの条件が満たされ、同年7月16日、発効期限まで1か月半を余すのみで条約及び運用協定が発効し、インマルサットは発足した。

我が国は、条約については1977年3月22日に受諾を条件として署名を行い、第84回国会において承認を受けた後、同年11月25日に受諾書を寄託し、一方、運用協定については、1977年3月22日に、国際電電をこれに署名する事業体として指定し、同社は同年4月7日に署名を行っている。

なお、1980年3月末現在のインマルサットの締約国と出資率は第2—8—7表のとおりである。

(2) インマルサットの組織構成

インマルサットの組織は、インマルサットに関する条約の全締約国で構成する総会、出資率の大きさ又は地域配分により選定される署名当事者（及び署名当事者グループ）の代表で構成される理事会及びインマルサットを法的に代表する事務局長と専門スタッフで構成され、業務の管理、執行を担当す

第2-8-7表 インマルサットの締約国及びその署名当事者の出資率

国 名	出 資 率	国 名	出 資 率
○ 米 国	23.43408	○ オーストラリア	1.68274
○ ソ 連	14.13465	○ イ ン ド	1.68274
白 ロ シ ア		○ ブ ラ ジ ル	1.68274
ウ ク ラ イ ナ		○ ポ ー ラ ン ド	1.68274
○ 英 国	9.92116	○ シ ン ガ ポ ー ル	1.68274
○ ノ ー ル ウ ェ ー	7.90197	● 中 国	1.24038
○ 日 本	7.02023	○ ベ ル ギ ー	0.60575
○ イ タ リ ア	3.36537	○ フ ィ ン ラ ン ド	0.60575
○ フ ラ ン ス	2.89423	● アルゼンティン	0.60575
○ ドイツ連邦共和国	2.89423	ーユー・ジーランド	0.36385
○ ギ リ シ ャ	2.89423	● ブ ル ガ リ ア	0.27288
○ オ ラ ン ダ	2.89423	ボ ル ト ガ ル	0.20673
○ カ ナ ダ	2.62505	● アルジェリア	0.05000
○ ク ウ ェ イ ト	2.01921	エ ジ プ ト	0.05000
○ ス ペ イ ン	2.01921		
○ ス ウ ェ ー デ ン	1.88462	計	100.00000
○ デ ン マ ー ク	1.68274		

(注) ○ 出資率に基づく理事会構成員 (ただし、スウェーデン/フィンランド、オランダ/ベルギーは集団代表)

● 地域代表として第1回総会で選出された理事会構成員

る事務局の3者構成となっている。

(3) 総 会

総会は、主権国としての締約国に関係する事項を決定し、またインマルサットの一般方針、長期目標などについて審議し、理事会に対して見解を表明し、勧告を行うことを主たる任務としている。その第1回総会は、1979年10月24日から26日まで、ロンドンで開催された。

概要は次のとおりである。

ア. 理事会代表の選出

理事会代表のうち、総会は地域代表4名の選出を行い、その結果、アルジェリア、アルゼンティン、中国及びブルガリアの署名当事者が理事会代表となった。

イ. 本部協定の承認

インマルサットが本部所在国である英国政府と締結する、機構、事務局職員、締約国の代表などに対する特権及び免除に関する協定が承認された。一方、本部協定を締結した国以外の締約国における機構、職員などに対する特権及び免除に関する議定書についても検討を行い、議定書案を全締約国に照会するなど、必要な措置をとることを事務局長に要請した。

(4) 理事会

理事会は、インマルサットの目的を達成するために必要な宇宙部分を提供する責任を持ち、この責任を果たすために宇宙部分の企画、開発、取得、運用等に関する方針など、すべての適当な任務を遂行する権限を有しており、インマルサット事業運営の中心的機関である。1980年3月末現在の理事会を構成する署名当事者は以下のとおりである。

アルジェリア、アルゼンティン、オーストラリア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中国、デンマーク、フランス、西独、ギリシャ、インド、イタリア、日本、クウェイト、オランダ／ベルギー、ノルウェー、ポーランド、シンガポール、スペイン、スウェーデン／フィンランド、ソ連、英国、米国

(注) 理事会は22名で構成されることとなっているが、このうち出資率に基づく代表で、同一の出資率を有するものが2以上ある場合は、22名を超えることが認められている。現在は、デンマーク、オーストラリア、インド、ブラジル、ポーランド、シンガポールの下位6か国が同一出資率である。

1979年度においては、第1回から第3回までの理事会が開催されたが、その主要な活動は次のとおりである。

ア. 理事会及び事務局に関係する事項

出資率に基づく理事会構成メンバー、理事会手続規則、理事会会合で使用される用語の決定、理事会の議長、副議長の選出などを行うほか、理事会内に、技術・運用及び財務・市場計画の2諮問委員会を設置することを決定し、理事会の活動を補佐することとした。

また、事務局の組織は、当面事務局長の下に法務室、総務・財務部、技

術・運用部を置くこととした。

イ. 宇宙部分を巡る動き

現在、米国のマリサットシステムにより提供されている海事衛星通信サービスを中断なく継承するためのインマルサットの初期システムの計画については、インマルサット発足以前の準備委員会の段階から検討されてきた。その過程では、海事通信用部分をとう載したインテルサットV号系衛星3個及びヨーロッパ宇宙開発機関（ESA）が開発中のマレックス衛星3個の組合せによる方法が多く、多くの国の支持するところであった。しかし、理事会においては、米国から、現用マリサット衛星は当初1981年と考えられていた設計寿命を上回って運用可能であるため、新たな観点から計画を再検討する必要があるとの意見が出された。このため理事会は、インサット、ESA及びマリサットシステムの運営体であるマリサット・ジョイント・ベンチャーから、更に必要な情報を得て検討を行うこととした。

6 その他の国際機関

(1) アジア・太平洋電気通信共同体

アジア・太平洋電気通信共同体(Asia-Pacific Telecommunity, 略称 APT)は、アジア・太平洋地域における電気通信の開発を促進し、地域電気通信網を確立するための地域国際機関である。

APTの根拠規定であるアジア＝太平洋電気通信共同体憲章は、1976年3月24日から同年4月2日まで開催された第32回 ESCAP（アジア・太平洋経済社会委員会）総会において採択され、APTへの加盟資格を有するすべての者に開放されていたが、1979年2月25日に効力が発生し、その主要機関である総会及び管理委員会の創立会合が同年5月8日から17日まで ATP 本部の所在地であるバンコクにおいて開催された。

APTは、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員により構成されており、加盟国は1980年3月末現在、アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ビルマ、中国、インド、日本、マレーシア、ナウル、ネパール、パキスタ

ン、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ヴェトナム及びスリ・ランカの17か国、準加盟国は、ホンコンである。賛助加盟員は、企業体として地域における国内又は国際電気通信業務を運営する事業体で、加盟国又は準加盟国から指名されるものに開放されており、日本から電電公社及び国際電電、ホンコンから Cable & Wireless Ltd. (C & W), Hong Kong Telephone Company, フィリピンから Eastern Telecommunications Philippines Incorporated (ETPI), Globe Mackay Cable and Radio Corporation (GMCR), Philippine Communications Satellite Corporation (PHILCOMSAT), Philippine Long Distance Telephone Co. (PLDT), Philippine Global Communications Incorporated (PGCI) の9社がそれぞれ加盟している。

APT の主要機関は、総会、管理委員会及び事務局であるが、このほかに総会又は管理委員会は APT 目的遂行のため必要と認める補助機関及び専門部会を設置することができる。

総会は、APT の最高機関であり、APT の目的を遂行するための一般的な方針及び原則を定めることを主たる任務とし、原則として3年ごとに会合する。

管理委員会は、総会の決定及び指示に従い、APT の事務運営の監督、年間の業務計画及び予算の検討、承認を主たる任務とし、原則として毎年1回会合する。事務局は、APT の首席の管理職員である事務局長、管理委員会が必要と認める数の事務局次長（現在1名）及びその他の職員で構成され、APT の技術援助の総合計画及び事業計画の実施、APT の業務計画面案、予算の見積書、会計計算書、年次報告及び定期報告の作成等を主な任務としている。

創立会合においては、主要機関人事、暦年制予算の採用、業務計画面作成のためのガイドライン等が採択されたが、1979年12月に開催された第2回（臨時）管理委員会においては、創立会合で採択されたガイドラインに基づき、1980年度の業務計画が決定され、本格的業務活動を開始するための第一歩を

踏み出した。

(2) 国際連合アジア・太平洋経済社会委員会 (ESCAP)

ESCAP (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific) は、国連経済社会理事会 (ECOSOC) の監督下にある地域経済委員会の一つで、1947年3月設立された国連アジア極東経済委員会 (ECAFE) から名称が変更され(1974年9月)、現在に至っているものである。ESCAP の本部はバンコクにあり、地域内各国の経済、社会開発のための協力をはじめ、これに関する調査、研究、情報収集等を行っている。現在の加盟国は、域内国30、域外国5、準加盟国8の計43か国で、我が国は1954年以来域内の加盟国として参加している。ESCAP には、九つの常設委員会があり、その一つである海運・運輸通信委員会において、域内の電気通信及び郵便の開発に関する技術及び経済関係の諸問題の討議、勧告を行い、その実施状況の検討がなされている。

(3) 政府間海事協議機関 (IMCO)

ア. 概 要

IMCO は、海運に影響のあるすべての種類の事項に関する国際協力を促進することを目的として設立された国際連合の専門機関の一つである。

海運業務の分野においても無線通信は広く利用されており、これまでに、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」、「1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約」、「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」等、無線通信に係る条約が、IMCO の招集する国際会議において採択され、また、海上における遭難通信制度、種々の無線設備の基準等に関し、海上安全委員会等において審議が行われ、多くの決議が採択されている。

イ. 組 織

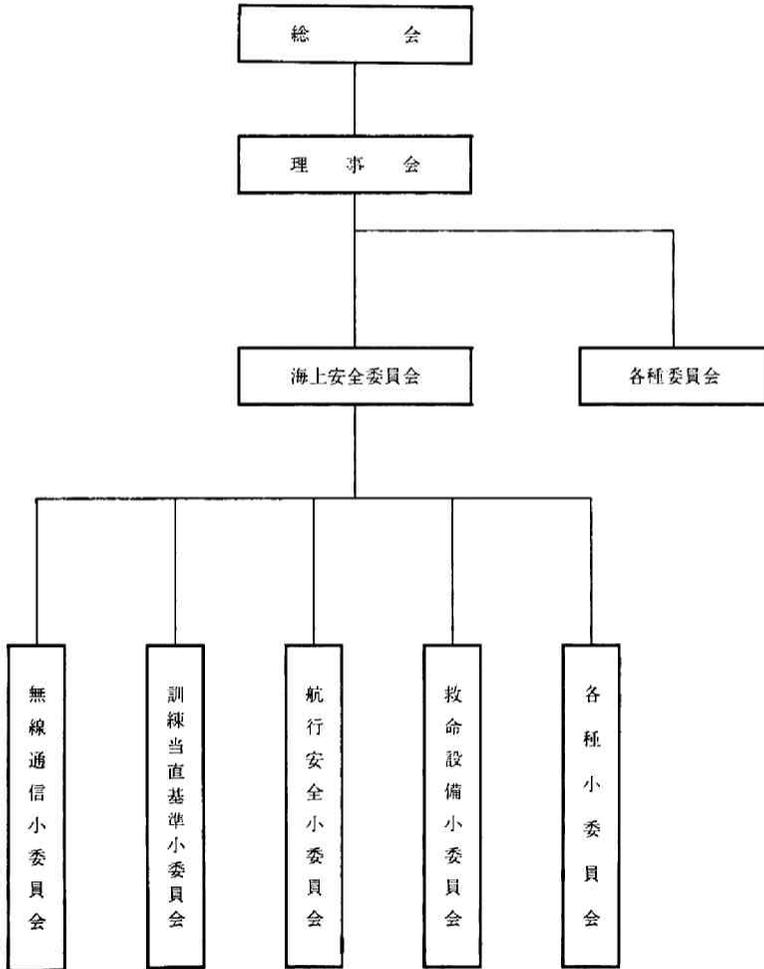
IMCO は、総会、理事会、海上安全委員会、機関が必要と認める補助機関及び事務局で構成し、無線通信に関する事項は主として補助機関である無線通信小委員会が実質的な審議を行い、その結果について海上安全委員会の承

認を求めることとなっている（第2-8-8図参照）。

ウ 活 動

1979年度において、無線通信が関係するものとしては、次の活動が行われた。

第2-8-8図 IMCO 組 織 図



(7) 無線通信小委員会

海上の安全に関する事項のうち、無線通信の分野に係る諸問題について検討を行い、その結果を海上安全委員会に報告することを任務とする無線通信小委員会の第21会期が、1980年1月26日から2月1日までロンドンにおいて開催された。

この会期では、①海上における遭難及び安全のための通信に関する将来の全世界的制度の検討が始められた。②船舶向け航行警報放送について国際的な調整が行われた。③EPIRB（非常用位置指示無線標識）の運用要件、デジタル選択呼出方式、救命艇及びいかだ用無線設備の要件等については、今後も審議を継続することとなった。

(4) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約の改正に関する作業部会

1974年の海上における人命の安全のための国際条約は、1980年5月25日発効したが、これに先立って、IMCOは、この条約の改正について検討を始めた。

この作業部会は、IMCOが、これまでに検討してきた条約の改正案及び条約の改正に関係する決議を統一のとれた条約の規則案として編集することを目的として、1980年2月4日から8日までロンドンにおいて開催された。

審議は、事務局が作成した改正案に基づいて行われたが、このうち、無線通信に関係のある主な事項は、①旅客船及び総トン数300トン以上の貨物船にVHF無線電話局の設置を義務付けること。②無線電信局に無線電話の送受信設備の備え付けを義務付けること。③無線電話の送信機の最小通常通達距離を原則として150海里に改めることなどである。

(4) 国際民間航空機関 (ICAO)

ア. 概 要

ICAOは、国際民間航空の安全かつ秩序ある発達及び国際航空運送業務の健全で、経済的な運営を図ることを目的として設立された国際連合の専門機

関の一つである。

航空の分野においても、通信あるいは航行援助に各種の電波が駆使されており、ICAOの主要な任務には、国際航空通信の要件、無線通信及び無線航法施設の技術基準、国際航空業務に分配された周波数の使用等について、国際的な統一基準を設定することがある。これらの具体的な内容は、ICAOの標準及び勧告方式として国際民間航空条約の付属書に規定されている。また、対外的には、ITU等の活動における国際民間航空に影響のある問題についての研究等に参画することも大きな任務の一つとなっている。

今日、この分野における電気通信の課題としては、電子技術を十分に活用しての通信の自動化の促進、航行援助施設の性能の向上及び新技術の研究開発、宇宙通信技術の導入等が挙げられる。

イ. 組 織

ICAOの組織は、総会、理事会、事務局等のほか、それぞれの分野における専門的な活動を行う各種委員会や地域航空会議等の補助機関により構成されており、国際航空通信に関する事項は、主として航空委員会及びその下部機関である通信部会等で審議され、その結果を理事会に勧告、助言することになっている（第2—8—9図参照）。

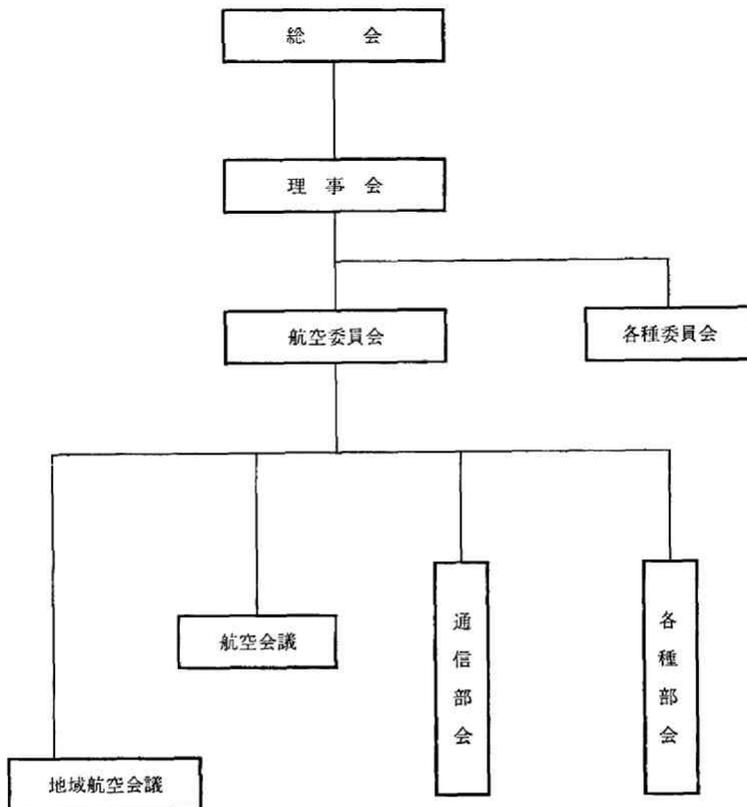
ウ. 活 動

1979年12月10日のICAO理事会において、国際民間航空条約第10付属書（航空通信に関する国際標準及び勧告方式）の改正が行われた。

主な改正内容は、①1978年の航空移動(R)業務に関する世界無線通信主管庁会議の結果に基づき、SSB・HF無線電話通信装置の技術規定が改正されたこと。②自動データ交換に関する技術規定を最近の技術の進歩に合わせて改正したこと。③現在の国際標準に適合するILS（計器着陸装置）の有効期限を10年間延長して、1995年までとしたこと。④MLS（マイクロ波着陸装置）の国際標準等を策定中であることを明らかにしたこと。⑤航空固定電気通信網及び運航管理通信の定義が改正されたことなどである。

なお、これらの改正は1980年11月27日から適用される。

第 2—8—9 図 ICAO 組 織 図



(5) 国際連合宇宙空間平和利用委員会

国際連合宇宙空間平和利用委員会は、国際連合総会の下に宇宙空間の平和利用に関する問題を検討することを目的として設置された機関であり、その下部機関として法律小委員会及び科学技術小委員会を設けて、付託された問題についてそれぞれ専門的に検討を行っている。

同委員会は、1979年6月18日から7月3日まで第22会期会合を開催し、法律小委員会（第18会期=1979年）及び科学技術小委員会（第16会期=1979年）の作業状況を審査した。

法律小委員会は、宇宙空間の平和利用に関する法律面の検討を行っているが、1979年3月12日から4月6日まで第18会期会合を開催し、①月協定案、②衛星による直接テレビジョン放送を規律する原則案、③衛星による地球の遠隔探査（リモートセンシング）の法的側面、及び④宇宙の定義、について検討を行った。

このうち、①については、前回までに作成された文案が再検討された。また、②については、前回に引き続き未合意の4項目（「国家間の協議及び協定」、「番組内容」、「不法な許されざる放送」及び「前文」）の文案が審議されたが、いずれの項目も合意に至らなかったのみならず、これらのほかの項目全体についても見直しが行われ、その結果として、1978年の前会期までに暫定的に一応の合意が成立していた多くの項目が再び次会期以降における審議の対象とされることとなった。

同委員会は、法律小委員会のこれらの活動を是としたが、月協定案については、同小委員会の作業に基づく文案を審議し、一部修正の上最終案として第34回国連総会へ採択のために提出することとし、また、衛星による直接テレビジョン放送を規律する原則案については、同小委員会に対して次会期に引き続き審議するよう勧告することとした。

1968年にウィーンにおいて国連宇宙会議が開催されて以来10年余の間に宇宙開発は著しく進展したが、その開発の実績を評価し将来を展望するため、第2回国連宇宙会議の開催が計画されている。同委員会は、国連総会決議33/16（1978年）により、この会議のための準備委員会に指定され、かつ、科学技術小委員会が準備委員会の諮問委員会に指定されたことから、この会議の開催の準備を同小委員会の作業に基づいて進めてきたところである。今会期においては、開催期（1982年の後半とするとしている）、議題（関係の各種の個別会議では成果を期待し得ないような世界的な広範な問題を取り扱おうとしている）等について暫定案が作成されたが、開催場所については、次会期における審議にゆだねられることとなった。

科学技術小委員会は、1980年1月28日から2月13日まで第17会期会合を開

催した。同小委員会は、宇宙に関する科学技術面での国際協力等の審議を行っているが、リモートセンシング、宇宙空間における原子力利用、国連宇宙応用計画、国連宇宙会議の開催、静止軌道の技術的特性等に関する事項を前会期に引き続き検討した。これらの活動は、宇宙空間平和利用委員会第23会期（1980年）において審議されることとなっている。

（6） 経済協力開発機構（OECD）

OECD は、1961年に欧州経済協力機構（OECE）を発展的に改組して発足した機構で、我が国は1964年に加盟しており、1980年3月現在の加盟国は24か国である。OECD の三大目的は、①経済成長、②開発援助、③貿易拡大であり、これを達成するため加盟国相互の情報及び経験の交換、政策の調整、共同研究等を行っている。

OECD の組織は、上部機構としての全加盟国によって構成され OECD の意見の正式決定機関である理事会、下部機構としての理事会の補佐機関である執行委員会、事務局、機構の目的を達成するために必要な委員会及び作業部会等から構成されている。委員会には、OECD の三大目的に直接対応する経済政策委員会、開発援助委員会、貿易委員会をはじめとして、経済、社会、産業、科学技術等あらゆる分野にわたる各種委員会がある。

通信政策に関する諸問題は、各国の科学技術政策の立案、実施についての意見交換等を行っている科学技術政策委員会（CSTP）の下に設置されている情報・電算機・通信政策作業部会（ICCP）で検討が行われている。ICCP は、1976年10月に、それまで情報に関する基本政策を扱っていた情報政策グループ（IPG）と電算機に関する問題を扱っていた電算機利用グループ（CUG）を統合して設立された組織である。1977年3月に第1回 ICCP 会合を開いて以来、越境データ流通とプライバシー保護、情報活動の経済分析、データ通信政策、発展途上国への技術情報の移転等の政策的問題について検討を行っている。

本年度における ICCP 関係会合の主なものは次のとおりであった。

① 第5回 ICCP 会合の開催（1979. 4. 3～4. 5）

② ビデオテックス特別会合の開催 (1979. 6. 21~6. 22)

新しい情報インフラストラクチャーとしてのビデオテックスについて、各国における開発状況、その発展に当たっての法律的、経済的問題点についての討議等が行われ、我が国はキャプテンシステムの紹介を行った。

③ 第6回 ICCP 会合の開催 (1979. 10. 8~10. 10)

④ マイクロエレクトロニクスの雇用と生産性に及ぼす影響特別会合の開催 (1979. 11. 27~11. 29)

⑤ 第7回 ICCP 会合の開催 (1980. 3. 26~3. 28)

(7) 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)

ユネスコは、国際連合の専門機関の一つであり、教育、科学、文化等多様な分野で活動を行っているが、とりわけ近年はコミュニケーション問題に関心を深めている。

マスメディア宣言は、1978年の第20回ユネスコ総会で採択されたが、その宣言案の検討の過程で1976年の第19回総会の決議に基づいて設立されたコミュニケーション問題研究国際委員会 (マクブライト委員会) の報告書が、1980年2月にユネスコ事務局長に提出された。この報告書は、現代社会におけるコミュニケーション問題全般にわたって広範な分析を行った上で、情報のより自由で均衡ある国際的流通を達成するために、コミュニケーション分野の開発を促進し各国の自立を強化すること、ジャーナリストの活動に特別の配慮を払うこと、コミュニケーション分野の国際協力を促進すること、などを勧告しているが、この中では、郵便及び電気通信料金の検討、電磁波及び静止衛星軌道の公正な分配などにも言及されている。

第2節 国際協力

1 通信・放送分野における国際協力

ここでいう国際協力は、開発途上国に対する技術協力と資金協力から成る経済協力を意味する。

国際協力は、基本的には先進国が世界各国との共存共栄の原則に基づいて世界共同体の一員としての責務を果たすことであり、その理念は、究極的には人類共同体から貧困を追放するため各国が協力し合い、世界の平和と繁栄を確保することである。

国連はこの理念に基づいて、1970年代を「第2次国連開発の10年」として、国際社会が南北問題の解決に向け一層努力するよう決議し、これに対する積極的取組みがなされた。我が国は、1977年に開催された国際経済協力会議（CIEC）において、政府開発援助（ODA）を今後5年間で倍増するとの意図表明を行い、更に1978年の先進国首脳会議（サミット）においては、期間を更に短縮して、3年間で倍増する決意を表明した。1980年は、3年倍増公約の最終年に当たり、その成果は内外の注目するところであり、政府は厳しい財政事情下にはあるがその確実な達成に努力しているところである。このような政府の積極的姿勢により ODA は自由世界第4位の26億ドル（1979年実績）となり、対 GNP 比で52年0.21%、53年0.23%、54年0.26%と着実に伸びてきているところである。

通信・放送は、経済・社会発展の基盤となる施設として不可欠なものであり、その整備状況がその国の経済、社会、文化の発展に与える影響は計り知れないものがある。近年、開発途上国では、通信・放送の重要性に対する認識が高まり、通信・放送網を整備・拡充するためのプロジェクトが各国で積極的に推進されているが、開発途上国が自力で開発を行うことは難しい状況にあり、先進国からの技術協力あるいは資金協力が強く望まれている。

このような背景の中で、優れた技術力と経済力を有する我が国に対して開発途上国は大きな期待を寄せており、郵政省は、通信・放送分野における国際協力を今後更に積極的に推進していくこととしている。

2 国際協力の実績

(1) 概 況

国際協力を大別すると、研修員の受入れ、専門家の派遣等を行う技術協力

と開発プロジェクトに対して資金を供与する資金協力との二つに分けられる。また援助の主体からみると日本政府と相手国政府との2国間の合意によるもの、すなわち2国間ベースによるものと、国際機関を通じて行うもの、すなわち多国間ベースによるものとに分けられるが、このうち、通信分野における多国間ベースによるものは、ITU、UPU等を通じて行う技術協力が主体となっている。

ア. 技術協力

技術協力の形態としては、研修員の受入れ、専門家の派遣、開発調査の実施、海外技術協力センターの設置、運営等があり、政府ベースの技術協力は、国際協力事業団を通じて実施される。

研修員の受入れは、開発途上国の通信・放送関係技術者を受け入れて、我が国の進んだ技術を習得させるもので、これには海外からの個々の要請に応ずる個別研修とあらかじめコースを設定して受け入れる集団研修とがある。通信・放送分野では、54年度に個別・集団合わせて343名の研修員を受け入れており、政府全体の受入れの中でも極めて高い割合を占めている。

専門家の派遣は、開発途上国へ通信・放送の専門家を派遣して、現地で職員の訓練、通信・放送施設の建設、保守及び運用面の指導、開発計画の企画、助言等を行うもので、54年度においては147名の専門家が派遣されている。

開発調査は、開発途上国の通信・放送関係の開発計画について調査団を編成し、現地作業及び国内作業を行って、その計画の実現に協力するもので、これには適切な案件を選び出すプロジェクト・ファインディング調査、事前調査、プロジェクトの経済的・技術的可能性を探るフォービリティ調査及び最終段階の実施設計調査等がある。54年度において実施した開発調査は8件で、75名の専門家がこれに参加している。

海外技術協力センターは、開発途上国における通信・放送関係の技術者、人材の養成、技術の研究開発等を行うために現地に設置されるものである。現在、センターが設置されている国は、タイ、パキスタン、ジョルダン及びペル

一の4か国であり、我が国はこれらのセンタに対し、専門家の派遣、機材の供与、相手国のカウンターパートの研修実施等を通じて協力を行ってきた。54年度は、これらのセンタに派遣された専門家は38名となっている。

イ. 資金協力

開発途上国に対する資金協力の主要な形態には、円借款等の有償協力と贈与等の無償協力とがある。54年度においては、エジプト、ケニヤ、ビルマ、インドの電気通信プロジェクト及びインドネシア、ペルーの電波関係プロジェクトに対して円借款が、スリ・ランカ、ジョルダン及びパラグアイの通信・放送プロジェクトに対し贈与が約束された。

(2) 技術協力

ア. 研修員の受入れ

研修員の受入れ方式は、大別して、集団研修と個別研修がある。集団研修は、開発途上国に共通してニーズの高い分野を選定し、あらかじめ研修コースを設定して集団的に研修を実施するものであり、また個別研修は、開発途上国から個々に要請される専門分野について研修を行うものである。個別研修には、研修分野を限定しない単発要請、特定地域あるいは特定国を対象とする特設コース、プロジェクトの相手国側関係者（カウンターパート）の受入れ、UPU、ITU等の国際機関からの要請による受入れが含まれる。研修対象者は、開発途上国の政府機関、公共機関又は民間の通信・放送関係技術者、行政官、研究者等で、当該国政府から推薦された者である。

（ア）郵便関係

郵便分野における研修員の受入れは、郵政幹部セミナーの開催と個別研修員の受入れとして、38年度から実施しており、53年度末までに174名を受け入れている。54年度は、中近東・アフリカ地域を対象とする郵政幹部セミナーを開催し、郵便業務の管理・運営の一般的问题について討議を行ったが、このセミナーには、12か国から13名が参加した。また、個別研修員としては、コロボ計画により、郵便切手関係1か国1名を受け入れた。

AOPU 職員交換計画では、53年度までに104名を受け入れており、54年度には8名を受け入れた。

国連開発計画（UNDP）又は UPU 特別基金に基づく UPU の個別研修は、53年度までに12名を受け入れているが、54年度には、2名を受け入れた。

(イ) 電気通信関係

電気通信分野における研修員の受入れは、我が国が29年にコロンボプランに加盟するとともに実施され、54年3月末までに受け入れた研修員の総数は、コロンボ計画で1,039名、中近東アフリカ計画で584名、中南米計画で610名、ITU 等の国連計画で159名、ITU 共催セミナーで177名、その他38名、合計2,607名に達している。

電気通信関係の研修は、当初、開発途上国の個々の要請に基づき個別研修として研修員を受け入れていたが、37年度に国際電信電話業務、国際テレックス通信技術、短波無線技術及び電話交換技術の四つの集団研修コースを創設して以来、年々研修員の量的拡大及び集団研修コースの拡大・強化に努めた結果、54年度においては、電話交換技術第一及び第二、国際電信電話業務、衛星通信技術（普通）、衛星通信技術（上級）、搬送電話技術、電話線路技術、マイクロ波通信技術第一及び第二、国際テレックス通信技術、電話網計画設計、国際電話交換技術、電気通信幹部セミナー並びに電気通信開発セミナーの、集団コース14コースを設置して201名の受入れを実施した。53年度に比べ20名の増加である。

54年度においては、コロンボ計画で74名、中近東アフリカ計画で76名、中南米計画で66名、ITU 計画等国連計画で12名、計228名（集団201名、個別27名）を受け入れた。

54年度に実施した集団研修及び個別研修の概要は、次のとおりである。

〔集団研修〕

① 電話交換技術第一コース〔第2回〕(54. 4. 5～54. 7.15)

電子交換装置について交換機の基礎知識、システム計画、施設設計及

び保守に至る広範囲な知識と技術を習得させることを目的とするコースで、15か国、19名が参加した。

② 電話交換技術第二コース〔第13回〕(54. 8. 23～54. 11. 25)

各種クロスバ交換設備を含め、標準機種である C 400 型交換機を中心とした交換機の基礎知識、システム設計、施設設計及び保守に至る広範囲な知識と技術を習得させることを目的とするコースで、9か国、9名が参加した。

③ 国際電信電話業務コース〔第18回〕(54. 5. 3～54. 7. 16)

国際電報、電話、テレックス等国際電気通信業務全般の管理、運用及び営業に関する知識を補足・更新させ、更に実務概要を習得させることを目的とするコースで、8か国、10名が参加した。

④ 衛星通信技術(普通)コース〔第2回〕(54. 5. 3～54. 8. 4)

インテルサット衛星通信方式の基礎及び全般について、理論と設備の知識を与えるとともに、衛星通信地球局設備の運用と保守に関する知識と技術を習得させることを目的とするコースで、11か国、13名が参加した。

⑤ 衛星通信技術(上級)コース〔第2回〕(54. 8. 16～54. 10. 26)

インテルサット衛星通信技術の経験者に対して、その技術・知識を補足・更新するとともに、衛星通信地球局の管理・運営についての知識を習得させることを目的とするコースで、13か国、13名が参加した。

⑥ 搬送電話技術コース〔第15回〕(54. 5. 3～54. 8. 12)

搬送電話の設計、建設、保守等に関する最新の技術と知識を習得させることを目的とするコースで、16か国、19名が参加した。

⑦ 電話線路技術コース〔第15回〕(54. 6. 7～54. 9. 16)

電話線路施設の計画、設計、建設、保守等に関する一連の知識と技術を習得させることを目的とするコースで、15か国、18名が参加した。

⑧ マイクロウェーブ通信技術第一コース〔第16回〕(54. 7. 5～54. 10. 15)

マイクロウェーブ通信についての一連の技術と知識を習得させることを目的とし、中南米地域以外の開発途上国を対象とするコースで、15か国、18名が参加した。

- ⑨ マイクロウェーブ通信技術第二コース〔第6回〕(54. 9. 13～54. 12. 23)

マイクロウェーブ通信についての一連の技術と知識を習得させることを目的とし、中南米地域を対象とするコースで、19か国、20名が参加した。

- ⑩ 国際テレックス通信技術コース〔第18回〕(54. 8. 16～54. 11. 5)

国際テレックス通信技術における交換方式一般、電子交換システム等の理論と設備の知識を与えるとともに、設備の運用・保守についての技術を習得させることを目的とするコースで、10か国、12名が参加した。

- ⑪ 電話網計画設計コース〔第7回〕(54. 11. 1～55. 2. 18)

電話網の計画、設計等に必要知識と技術を習得させることを目的とするコースで、16か国、18名が参加した。

- ⑫ 国際電話交換技術コース〔第3回〕(55. 1. 6～55. 3. 22)

国際電話交換技術における交換方式一般、電子交換システム等の理論と設備の知識を与えるとともに、設備の運用・保守等の技術を習得させることを目的とするコースで、10か国、11名が参加した。

- ⑬ 中近東アフリカ電気通信幹部セミナー〔第8回〕(54. 10. 4～54. 10. 18)

中近東アフリカ地域の電気通信主管庁又は電気通信企業体に携わる指導者を対象として、我が国の電気通信事業の現状紹介と併せて参加各国の事業運営上の諸問題等について討論し、もって参加国の電気通信事業の発展及び各国相互間の友好・協力関係の促進を図ることを目的とするセミナーで、11か国、11名が参加した。

- ⑭ アジア電気通信開発セミナー〔第11回〕(55. 2. 22～55. 3. 7)

アジア地域の電気通信主管庁又は電気通信企業体に携わる指導者を対象として、我が国の電気通信事業の現状紹介と併せて参加各国の事業運

営上の諸問題等について討論し、もって参加国の電気通信事業の発展及び各国相互間の友好・協力関係の促進を図ることを目的とするセミナーで、9か国、10名が参加した。

[個別研修]

54年度において個別研修員として受け入れたものは27名で、その内訳は、電話交換技術（ESS）3か国5名、マイクロウェーブ通信技術4か国5名、コンピュータ技術2か国4名、電気通信一般3か国3名、訓練2か国2名、市場調査1か国2名、テレックス通信技術1か国2名、短波無線技術1か国1名、衛星通信技術1か国1名、テレプリンタ1か国1名、伝送技術1か国1名である。

(ウ) 電波・放送関係

電波・放送分野における研修員の受入れは、開発途上国の放送事業体における深刻なマンパワーの量的・質的不足を補うため、36年ごろから、相手国の個々の要請に基づき研修可能な分野について個別研修員として受け入れていたが、38年度にテレビジョン放送管理、教育テレビジョン放送番組及びテレビジョン放送技術の3集団研修コースを創設し、積極的に研修の場を用意することにした。その後、集団研修コースの拡大・強化に努めた結果、54年度においては、テレビジョン放送管理、ラジオ放送技術、テレビジョン放送技術、教育テレビジョン放送番組、電波監視、中近東テレビジョン放送管理及び放送幹部セミナーの計7コースの集団研修を実施した。

電波・放送分野では、53年度末までにコロンボ計画で536名、中近東アフリカ計画で238名、中南米計画で127名、ITU等の国連計画で24名、その他25名、計950名を受け入れている。

54年度においては、コロンボ計画で29名、中近東アフリカ計画で41名、中南米計画で20名、国連計画（ITU）で1名、計91名（集団78名、個別13名）を受け入れた。

54年度に実施した集団研修及び個別研修の概要は、次のとおりである。

〔集団研修〕

- ① テレビジョン放送管理コース〔第13回〕(54. 5. 10～54. 6. 21)

開発途上国におけるテレビジョン放送事業の発展を図るため、我が国の放送事業の現状を紹介するとともに、放送法制、番組制作、放送技術、世論調査等テレビジョン放送事業の管理・運営に当たる中堅幹部職員として必要な知識を習得させることを目的とするコースで、9か国、10名が参加した。
- ② ラジオ放送技術コース〔第7回〕(54. 7. 5～54. 9. 17)

ラジオ送信システム、FM及び短波放送を含む音声放送技術、特に送信技術についての知識と技術を習得させることを目的とするコースで、7か国、8名が参加した。
- ③ テレビジョン放送技術コース〔第17回〕(54. 7. 5～54. 10. 8)

テレビジョン放送技術の基礎知識及びテレビジョン放送機器の運用・保守等に関する最新の知識と技術を習得させることを目的とするコースで、15か国、16名が参加した。
- ④ 教育テレビジョン放送番組コース〔第17回〕(54. 7. 19～54. 10. 8)

教育テレビジョン放送番組に関する演出技法、映像効果、番組制作技術、番組編成技術等教育テレビジョン番組制作に必要な知識及び技術を習得させることを目的とするコースで、13か国、13名が参加した。
- ⑤ 電波監視コース〔第6回〕(54. 8. 16～54. 10. 4)

無線周波数の監視に関する基礎知識を習得させるとともに、我が国の監視業務の現状紹介と併せて我が国の監視機器の運用と保守に関する最新の知識と技術を習得させることを目的とするコースで、12か国、13名が参加した。
- ⑥ 中近東テレビジョン放送管理コース〔第6回〕(55. 1. 10～55. 2. 21)

中近東地域の開発途上国におけるテレビジョン放送事業の発展を図るため、我が国の放送事業の現状を紹介するとともに、テレビジョン放送事業の管理・運営に当たる中堅幹部職員として必要な知識を習得させる

ことを目的とするコースで、8か国、8名が参加した。

⑦ 放送幹部セミナー〔第9回〕(54. 11. 11～54. 11. 24)

放送行政及び放送事業に携わる幹部職員を対象とし、我が国の放送の現状紹介と併せて放送事業運営上の諸問題等について討論し、もって参加各国の放送事業の発展及び各国相互間の友好・協力関係の促進を図ることを目的とするセミナーで、9か国、10名が参加した。

〔個別研修〕

54年度において個別研修員として受け入れたものは13名で、その内容は、テレビジョン放送技術3か国3名、テレビジョン・スタジオ技術2か国2名、放送一般2か国2名、電子工学1か国3名、ラジオ放送技術1か国1名、カメラ技術1か国1名、電波監視1か国1名である。

(二) 第三国研修の実施

第三国研修は、我が国が特定の開発途上国で協力しているプロジェクトや技術訓練センタに、生活環境の類似した近隣諸国から研修員を受け入れ、技術移転を効率的に実施する現地研修方式である。

54年度においては、前年度に引き続くメキシコ及びタイに加えて、新たにケニアにおいて電気通信分野の研修を実施した。

① メキシコにおける第三国研修（伝送無線技術コース）〔第4回〕(55. 1. 14～55. 3. 14)

メキシコ国立電気通信学園において、伝送無線技術、PCM方式、過疎地電話方式、マイクロ波回線設計、衛星通信方式、データ通信等の知識及び技術を習得させることを目的として実施し、7か国、16名が参加した。

② タイにおける第三国研修（電気通信技術コース）〔第3回〕(55. 1. 16～55. 3. 18)

タイ政府と合同でモンクット王工科大学において、電信、テレックス、ファクシミリ、電話交換、伝送システム、線路技術、データ通信、光通信、無線通信、無線航行援助システム、マイクロ波通信、衛星通信

等の知識及び技術を習得させることを目的として実施し、8か国、13名が参加した。

③ ケニアにおける第三国研修（電話電子交換技術コース）〔第1回〕

(55. 3. 20～55. 4. 14)

ケニア郵電公社附属中央訓練学校において、電子交換技術、デジタル交換技術等についての基礎知識及び技術を習得させることを目的として実施し、2か国、14名が参加した。

(オ) 帰国研修員に対するアフターケア（帰国研修員巡回指導チームの派遣）(54. 10. 29～54. 11. 17)

帰国研修員に対するアフターケアの一環としての巡回指導チームの派遣は、帰国研修員の所属機関を訪問して、日本における研修の成果を測定し、当該国の問題点、実情及びニーズを把握し、併せて技術指導を行うことにより、今後の研修の改善に資することを目的とするものである。

54年度においては、電波・放送関係の集団研修コースに参加した帰国研修員のフォローアップのため、ケア、ガーナ及びアラブ首長国連邦へ3名の指導員が派遣された。

イ. 専門家の派遣

(ア) 郵便関係

AOPU 職員交換計画に基づき、54年度には、4か国に8名の専門家を派遣した。2国間ベースによるものとしては、JICA ベースによるコロボ計画で、郵便事業全般にわたる訓練、指導のため前年度に引き続きタイへ1名、中南米計画では、郵便事業改善計画に協力するため、ヴェネズエラへ2名の専門家を派遣した。また、万国郵便連合（UPU）国際事務局（在スイス）に、53年度から引き続き、アソシェート・エキスパート1名を派遣している。

なお、海外経済協力基金（OECF）ベースとして、フィリピンへの円借款候補案件「郵便処理施設拡充事業」の現地調査のため、同国へ専門家を1名派遣した。

(イ) 電気通信関係

電気通信専門家の派遣は、35年度から開始され、54年度末までに JICA ベースによるものとして、コロンボ計画で259名、中近東アフリカ計画で143名、中南米計画で198名、国際機関計画で13名派遣し、また、UNDP/ITU ベースにより236名、ESCAP ベースにより2名、APT ベースにより1名派遣しており、計852名の専門家を派遣した。

これらの電気通信専門家は主として、電話交換、マイクロウェーブ、通信網計画、電話線路、電話伝送、衛星通信等の分野において開発途上国の技術者の育成のための指導に当たっているが、近年の傾向として電気通信網計画の指導・助言等政策顧問的なものも増加している。

54年度についてみると、前年度からの継続のものも含めて、JICA ベースによるコロンボ計画で26名、中近東アフリカ計画で27名、中南米計画で32名、国際機関計画で3名、UNDP/ITU ベースで11名、ESCAP ベースで1名、APT ベースで1名、計101名派遣した。

以上の内訳は、第2—8—11表のとおりである。

第2—8—11表 54年度の電気通信専門家派遣実績

1. JICA ベース

区 別	人 員	任 務
コロンボ計画	計26名	
フィリピン	1	電気通信計画
	1	電気通信システムエンジニア
	1	電気通信保守
インドネシア	2	電話搬送
	2	電話交換
	1	電 信
	1	電話線路
	1	無 線
タイ	1	電話交換
	1	トラヒック管理
	1	電気通信経済
	1	電気通信顧客管理

区 分	人 員	任 務
シンガポール	1	デジタル交換
フィジー	1	マイクロウェーブ
アフガニスタン	1	テレックス
ビルマ	9	電話回線網改善計画
中近東アフリカ計画	計27名	
クウェイト	1	電気通信網計画
	1	トラヒック管理
サウディ・アラビア	1	トラヒック管理
	1	電子交換機
	1	コンピュータ・プログラミング
	2	通信技術の有償協力方式実施協議
アルジェリア	1	マイクロウェーブ
ケニア	3	電話交換
	1	電話通信
	1	電気通信保守
	1	電気通信計画
	3	第三国研修実施協議
	1	電子交換機（第三国研修教官）
タンザニア	1	電話交換
	1	通信衛星地上局保守運用
ザンビア	1	マイクロリレー/VHF
スワジランド	1	電話交換
リベリア	1	多重無線中継
	1	電話線路
	1	電話交換
スーダン	2	電気通信専門家派遣事前調査
中南米計画	計32名	
グアテマラ	1	電話交換
	1	電話線路
	1	電話伝送
ニカラグア	1	国際通信
	1	国際交換機
メキシコ	2	過疎地用電話（1名は、第三国研修教官）
	1	衛星通信
	1	マイクロウェーブ（第三国研修教官）
	2	搬送電話

区 分	人 員	任 務
メ キ シ コ	2	データ通信
ブ ラ ジ ル	2	電話交換
ペ ル ー	2	マイクロウェーブ
	2	電話交換
	2	電話線路
ボ リ ヴ ィ ア	2	地方電気通信網計画
	1	電話線路
パ ラ グ ャ イ	2	衛星通信
	1	国際電話交換
	2	マイクロウェーブ
	1	電話網計画
	2	電話伝送
国際機関計画 A P T (タイ)	計 3名	
	1	電気通信業務
	1	国内電話網
	1	長距離電話網

2. UNDP/ITU ベース

区 別	人 員	任 務
	計11名	
ビ ル マ	1	電話交換
	1	無線中継
アフガニスタン	1	搬送教官
	1	無線中継
ク ウ ェ イ ト	1	電 信
	1	電気通信網計画
	1	電信・テレックス
サウディ・アラビア	1	建築設計
シンガポール	1	公衆データ通信
アラブ首長国連邦	1	電子交換機・国際入札審査
オ マ ー ン	1	〃

3. ESCAP ベース

区 別	人 員	任 務
ESCAP (タイ)	計 1名 1	A P T 設立準備

4. APT ベース

区 別	人 員	任 務
A P T (タイ)	計 1名 1	A P T 事務局次長

(ウ) 電波・放送関係

電波・放送関係の専門家派遣は、電気通信関係と同じく35年度から開始され、既に18年を経ているが、その間、開発途上国の経済、社会、文化の発展に大きく貢献してきた。

54年度末現在における専門家派遣実績は、JICA ベースによるコロンボ計画で256名、中近東アフリカ計画で53名、中南米計画で59名、国際機関計画で10名、UNDP/ITU ベースで6名、ESCAP ベースで2名、計386名の専門家を派遣した。

これらの派遣専門家は主として、相手国政府の技術者不足を補うため、放送事業体において、テレビ放送技術、テレビジョン放送番組制作、放送局の建設・運用及び保守についての指導、技術者の育成のための訓練、市場調査等を行うものであるが、最近は電気通信分野と同様政策顧問的任務も増加している。

54年度については、前年度から継続のものを含めて、JICA ベースによるコロンボ計画で16名、中近東アフリカ計画で3名、中南米計画9名、国際機関関係計画2名、UNDP/ITU ベースで1名、ESCAP ベース2名、計33名派遣した。

以上の内訳は、第2—8—12表のとおりである。

第2-8-12表 54年度の電波・放送専門家派遣実績

1. JICA ベース

区 別	人 員	任 務
コロンボ計画	計16名	
インドネシア	2	テレビスタジオ技術
	1	テレビ放送技術
	2	テレビ送信
タイ	2	船舶通信 (第三国研修教官)
マレーシア	1	カラーテレビ放送技術
シンガポール	1	テレビスタジオセット
パングラデシュ	2	テレビ放送機器(中継車)運用保守
モルディヴ	1	テレビスタジオ技術
フィジー	2	ラジオ放送技術
アフガニスタン	1	テレビ番組制作
	1	テレビスタジオ技術
中近東アフリカ計画	計 3名	
アラブ首長国連邦	1	VTR/テレシネ
	1	テレビ放送技術
ウガンダ	1	テレビ放送技術
中南米計画	計 9名	
パナマ	2	教育テレビ番組制作
	2	テレビ放送技術
ペルー	2	テレビ放送技術
	1	放送番組制作
パラグアイ	1	カラーテレビ放送技術
チリ	1	教育テレビ放送技術
国際機関計画	計 2名	
ITU/WARC セミナ	1	VHF/UHF
(オーストラリア)	1	静止衛星軌道利用

2. UNDP/ITU ベース

区 別	人 員	任 務
ザンビア	計 1名 1(注)	無線通信

(注) アソシエート・エキスパート

3. ESCAP ベース

区 分	人 員	任 務
ESCAP (タイ)	計 2名 2	農業放送プロジェクト調査

ウ. 開 発 調 査

(ア) 電 気 通 信 関 係

この分野の開発調査は、37年度にボリヴィアに対して実施したものが最初であるが、その後漸次増加の傾向にあり、以来54年度の5件（第2—8—13表参照）を加え同年度末までに67件となっている。

これらの調査は、国内電話網整備計画、地域電気通信網開発計画、マイクロウェーブ回線網建設計画、海底同軸ケーブル敷設計画、衛星通信地球局建設計画等その分野は多岐にわたっており、これらの計画に関してそれぞれ、フィージビリティ調査、基本設計、詳細設計等を行ったものである。

第 2—8—13 表 54年度電気通信関係開発調査実績

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
ルワンダ 衛星通信地球局等建設 計画調査	33日	6名	53年度に実施した事前調査の結果を踏まえて、衛星通信地球局等建設計画に係る技術的、経済的に最適な通信システムの選定と、これに基づく基本設計を完成するための調査
インドネシア ジャカルタ首都圏電話 網整備計画調査	261日	7名	53年度に実施した事前調査の結果を踏まえて、ジャカルタ首都圏電話網整備拡充計画のうち、第3次5か年計画の作成とジャカルタ市内の一部地域の電話網建設の基本設計調査
インドネシア 地方都市周辺電気通信 網整備計画事前調査	21日	5名	メダン、ウジュンバンダン2都市周辺の電気通信網整備計画について、本格調査を行うに先立ち、先方政府と協議を行い、本格調査の範囲、内

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
			容及び実施方針を確定するとともに、現地通信事情の調査、関連情報の収集等を行うための調査
タイ バンコク電話網建設計画調査	149日	7名	53年度に実施した事前調査結果を踏まえての、バンコクの首都圏の電話局数局に係る加入者線路網の実施設計のための調査
フィリピン 中部ルソン電気通信網整備計画事前調査	16日	5名	ルソン島中部の地方町村の通信網整備計画について本格調査を行うに先立ち、先方政府と協議を行い、本格調査の範囲、内容及び実施方針を確定するとともに、関連情報の収集等を行う調査

(注) 1. インドネシア・ジャカルタ首都圏電話網整備計画調査及びタイ・バンコク電話網建設計画調査は、政府の委託を受けて民間コンサルタント会社が実施した。

なお、前者の調査の進ちょく状況のは握と効率的遂行のため、作業監理の調査団を現地へ16日間4名を派遣した。

2. ルワンダ衛星通信地球局等建設計画、53年度に実施したタイ首都圏電話網整備計画実施設計調査及び53年度に実施したソロモン諸島国内電気通信幹線網整備拡充計画調査については、それらの調査完了後、報告書案説明のため、それぞれ、12日間4名、10日間2名、11日間5名を現地に派遣した。

(イ) 電波放送関係

電波・放送分野の開発調査は、41年度に実施したタイのテレビジョン放送網建設計画調査が最初で、その後も多くの調査団を派遣し、54年度に実施した3件(第2—8—14表)を加えると、54年度末までに29件となっている。

これらの調査は、ラジオ放送網整備計画、テレビジョン放送局建設計画、沿岸無線網拡充計画等について、それぞれ、事前調査、実施設計等を行ったものである。

第 2—8—14 表 54年度電波・放送関係開発調査実績

調 査 名	派遣期間	人 員	概 要
ネパール ラジオ放送網拡充計画 調査	30日	8名	53年度に実施した事前調査を踏まえて、首都カトマンズの放送スタジオ、送信所等の建設を主体とする本計画について、建設予定地等の調査を行い、基本設計に必要な資料を収集するとともに先方政府と協議を行うための調査
イラク 放送網整備計画事前調 査	13日	5名	ラジオ及びテレビジョン放送局の整備計画について、本格調査を行うのに先立ち、先方政府と協議を行い、プロジェクトの内容を明確にするるとともに関連情報の収集等を行うための調査
マレーシア FM 放送網整備計画事 前調査	13日	5名	マレー半島全域をカバーする VHF/FM（ステレオ）放送網及び中波放送の難視聴地域における VHF/FM（モノホニック）放送中継局の建設計画について、本格調査を行うのに先立ち、先方政府と協議を行い、本格調査の範囲、内容等を確定するとともに、関連情報の収集等を行うための調査

(注) ネパールラジオ放送網拡充計画調査及び53年度に実施したスリ・ランカテレビジョン放送網建設計画実施設計調査については、それらの調査完了後、報告書案説明のため、それぞれ、21日間6名、15日間5名を現地に派遣した。

エ. 海外技術協力センター

電気通信分野における海外技術協力センターとして最初に開設されたのは、タイ電気通信訓練センター（35年開設）であるが、以降、パキスタン電気通信研究センター、メキシコ電気通信訓練センター、イラン電気通信研究センター、ジョルダン王立科学院電子工学サービス・訓練センター及びペルー電気通信訓練センターが漸次設立され、我が国からの協力により運営され、発展してきている。これらのうち、現在も合意議事録に基づいて協力が続けられているの

第2—8—15表 現在協力中の海外電気通信訓練・研究センタ等の概況

センタ名	開設年月	概況
ジョルダン王立科学院電子工学サービス・訓練センタ	52年12月	<p>我が国は、本センタに対し、52年12月から4年の協力期間で機材の供与、専門家の派遣、研修員の受入れ等を同時に実施するいわゆるセンタ方式の技術協力を行ってきており、54年度までに派遣された専門家は、長期1名、短期9名、研修のため我が国で受け入れたカウンターパートは5名、供与された機材の総額は、約1億4,820万円である。</p> <p>また、本センタの建物建設のために約10億円の贈与が行われ、目下、56年3月引渡しを目的に建設が進められている。</p>
タイ・モンクット王工科大学（旧タイ電気通信訓練センタ）	35年8月 （44年度に大学に昇格）	<p>本大学通信工学科は、旧タイ電気通信訓練センタが37年に3年制のノンプリ電気通信専門学校に昇格し、その後44年に5年制の大学に昇格したもので、この間、我が国からの専門家の派遣、機材の供与、カウンターパートの我が国での研修等を通じて充実、発展してきたが、さらに、53年12月から4年の協力期間でセンタ方式の技術協力を実施している。</p> <p>現在のセンタ協力において54年度までに派遣された専門家は、長期3名、研修のため我が国が受け入れたカウンターパートは5名、供与された機材の総額は1億5,110万円である。</p>
パキスタン中央電気通信研究所	54年3月	<p>本研究所は、パキスタン政府が同国の電気通信分野において研究開発体制を電気通信技術の進歩に対応し得るものに整備拡充するため、我が国の協力により設立された。我が国は、51年及び52年に同研究所の研究棟及び附属施設の建設並びに研究用機材の購入のため、合計約22億円の贈与を行った。同研究所に対しては、54年3月から5年の協力期間でセンタ方式の技術協力を行うことになっている。</p> <p>54年度には8名の長期専門家を派遣し、ま</p>

セ ン タ 名	開設年月	概 況
		た、4名のカウンターパートを我が国に受け入れ、研修を実施した。
ペルー電気通信訓練センター	54年11月	本センターは、ペルーにおける現電気通信関係技術者の知識・技術の向上及び新技術者の養成を拡充強化するため、協力要請してきたもので、これに対し我が国は、53年5月に事前調査チームを派遣した後、54年4月に短期専門家チームを、続いて54年10月に実施協議チームを派遣し、54年11月以降3年間にわたり協力を行うことになり、54年度末までに3名の長期専門家を派遣している。

は、ジョルダン、タイ、パキスタン及びペルーの4センターである。

ペルー電気通信訓練センターについては、同国における現電気通信技術者の知識・技術の向上及び新技術者の養成を拡充強化するため、協力要請がなされ、我が国は53年5月に事前調査チームを派遣、54年4月には短期専門家チームを、また、同年10月には実施協議チームを派遣して、54年11月から3年間にわたり、協力が行われることになった。

また、メキシコ電気通信訓練センターについては、50年7月をもって協定は終了したが、その後も専門家の派遣等を行って協力を実施してきており、54年10月には、同センターに対し供与された機材の稼働状況等を調査するため、アフターケアを行った。

このほか、フィリピンから電気通信分野における技術者育成の充実を図るための計画に対する協力要請がなされており、54年8月に事前調査チームを派遣、また、シンガポールからコンピュータ関係要員の養成を図るための計画に対する協力要請がなされており、55年2月にコンタクトチームがそれぞれ派遣され、協力内容についての検討が行われている。

現在、協力中のセンターの状況は第2—8—15表のとおりである。

(3) 資金協力

通信分野における資金協力は、37年度にパキスタンの電信電話施設拡張計

第2-8-16表 54年度通信分野における円借款一覧表

交換公文 署名年月日	供与先	金額 (百万円)	実施機関	年利 (%)	据置 期間 (年)	返済 期間 (年)	対象プロジェクト	貸付契約 締結日	備 考
1979. 8. 20	エジプト	5,138	海外経済 協力基金	3.5	10	30	スエズ運河地帯電 話網整備計画	1979.11. 7	電話交換機の増設及び市 内電話ケーブルの敷設
1979.10. 2	ケニア	7,878	"	3.0	10	30	電気通信網改善計 画	1980. 2. 7	電話交換機の増設及びケ ーブルの敷設
1979.11.20	ビルマ	2,220	"	2.25	10	30	第2次電気通信網 近代化計画	1979.12.24	電話交換機、テレックス 交換機、マイクロ回線等 の増設
1979.11.30	インドネシア	2,640	"	2.5	10	30	電波監視体制整備 計画	1980. 3. 31	電波監視設備の導入
1980. 1.14	インド	2,700	,	2.75	10	30	電気通信網拡充計 画	1980. 5. 8	交換機の増設
1980. 1.28	ベルー	436	,	4.25	7	25	沿岸無線整備計画	1980. 6. 30	

(注) 1. 「返済期間」は、据置期間を含んだ期間である。

2. 1979年12月26日交換公文が締結されたシリアに対する円借款(36.4億円)の中に「地方電話交換計画」が含まれる。

第2—8—17表 54年度通信放送分野における無償資金協力一覧表
(交換公文締結ベース)

交換公文 署名年月日	供 与 先	金 額 (百万円)	対象プロジェクト	備 考
1979. 7. 25	スリ・ランカ	2,000	テレビジョン放送局建設計画	
1979. 8. 7	ジョルダン	1,000	王立科学院電子工学サービス・訓練センタ建設計画	
1980. 3. 13	パラグアイ	600	衛星通信地球局等改修計画	

画に対して供与された円借款に始まるが、その後次第に対象プロジェクトも増え、その分野もマイクロウェーブ網建設、電気通信網建設、衛星地球局建設、海底同軸ケーブル建設、テレビジョン放送網建設、電波監視網整備等多岐にわたり、供与対象国もアジア地域はもとより、中近東・アフリカ地域、中南米地域に拡大している。

54年度における円借款供与プロジェクト件数は、電気通信関係4件、電波関係2件、計6件（第2—8—16表参照）であり、計210億円が供与された。54年度末までの円借款供与プロジェクトは、54年度の6件を加え81件に達している（なお、54年度に交換公文が締結された円借款候補案件の中に電気通信関係プロジェクトが1件ある。）。

また、無償資金協力として、54年度はスリ・ランカのテレビジョン放送網建設計画、ジョルダンの王立科学院電子工学サービス・訓練センタ建設計画及びパラグアイの通信衛星地球局等改修計画に対し、計36億円の贈与が行われた。

54年度末までの無償資金協力プロジェクトは、54年度3件（第2—8—17表参照）を加え、13件に達している。